

前回検討チームにおける主な御意見とその対処方針（分類の基準）

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p><b>【箇条書き部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3の(3)においては、「財又はサービス」、「用途又は機能」のそれぞれが2択になっているが、「又は」が連続するため「生産される財」又は「サービスの用途」又は「機能」の3つが並列であるようなおそれがあるのではないかと。今までの「・」を用いた記述であればペアとして読むことができると思った。</li> <li>○ 「又は」ではなく「及び」に修正はできないか。「財又はサービス」の表現ではどちらか一方だが、(1)～(3)は全てにおいて「又は」の記述で良いかが気になる。</li> <li>○ よく見る表現「財・サービス」と記載しても良いのではないかと考えた。</li> <li>○ 何がどこにかかるか分かり難いと思う。「・」の使用が絶対無理でなければ、「・」を入れても良いと思う。</li> <li>○ 今回の修正案でも問題はないと考える。</li> <li>○ 「・」を使わずに「及び」を使うことの適否を検討してほしい。</li> </ul> <p><b>【後日の御意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SNAでは「goods and services」と「products」は同じとしているので、他の箇所でも問題がないことを確認できれば、「財又はサービス」を「生産物」とすれば簡単なのではないかと。</li> </ul>	<p><b>【第12回検討チームにおける改定案】</b></p> <p>(3) 生産される財又はサービスの用途又は機能</p> <p><b>【今回の対処方針案（箇条書きの(3)のみ）】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (3) 生産される財又はサービスの用途 (4) 生産される財又はサービスの機能 → 前回の提案における同じ言葉を用いつつ、ISICを参考に、前回は提案した(3)の後段の選択により分割</li> <li>2. 生産される財又はサービスの性質（用途又は機能） → 改定案の(2)を参考に、用途又は機能を括弧に入れ、その両者を包含する表現を追加</li> <li>3. 生産される財又はサービスの用途 → 「用途」だけでも需要側の分類基準としては問題がないとして、「機能」を削除。</li> </ol> <p>なお、財とサービスを並列して表記する場合、「財・サービス」の方が分かりやすいのではないかとのご指摘に関しては、必ずしもorとして整理できない場合があるとも認識している。しかしながら、これまでの経緯もあるため、従前の表記とさせていただきたいと考えている。</p>

第12回産業分類検討チームにおける議事1「一般原則「分類の基準」について(その5)」の資料1-2(抜粋)

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

(1) 生産に投入される財又はサービスの種類
(2) 財又はサービスの生産方法(設備又は技術等)
(3) 生産される財又はサービスの用途又は機能

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。

(説明)

(1) 箇条書きの(3)の「取り扱われる商品等の種類」の扱い

「取り扱われる商品等の種類」については、大分類I-卸売業、小売業において、取り扱う商品が同じ場合も用途・機能や設備の相違で区分できると考えられるため、削除した方が良いとの御意見が示された。これを踏まえ、「取り扱われる商品等の種類」については削除することとしたい。

(2) 前段部分の説明文の記載のあり方

「また、本分類においては、事業所で行われる経済活動、すなわち産業が主として次のような分類の基準に着目して区分され、体系的にまとめられたものである。」の記述は、主語がない上、受け身で表現されている。主語を付し、能動態的文章として記載してはどうかという御意見が示された。これを踏まえ、当該箇所を以下のとおり修正することとしたい。

「本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。」

併せて、現行の当該部分に2つの文が記載されているが、箇条書きの部分を直接的に説明しているのは現行の第2文であり、現行の第1文は統計調査における産業分類の用途を示している。分類の基準の主旨を説明しているのは現行の第2文であることから、それを明確にするため、現行の第2文を冒頭に記載し、第1文を箇条書きの後ろに記載することとしたい。

(3) 後段部分の説明文の記載のあり方

「なお、上記において、(1)及び(2)は供給側の視点からの基準であるが、(3)は需要側の視点からの基準である。」の記述は不要であるとの御意見が示されたことから、「なお」書き以降は削除することとしたい。

(4) 箇条書き部分の修正

既述の(1)～(3)に加えて、分類の基準をより明確にするため、以下のように修正する。

- ① (2)の括弧内：設備、技術等 ⇒ 設備又は技術等
- ② (3)の用途・機能の部分 ⇒ 用途又は機能